

よくあるご質問

令和2年12月18日

更新 令和2年12月23日

更新 令和2年12月24日

【時短要請について】

Q 1. 時短要請は何に基づくものか？

A. 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条9項によるものです。

Q 2. 要請は強制的なものか？懲罰等はあるのか？

A. 今回の要請は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請であり、罰則も定められておらず、強制的な措置ではありません。

Q 3. 時短要請の対象となる店舗は？

A. 食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」を受けている店舗のうち、酒類の提供を行う店舗が対象です。具体的には、キャバレー、スナック、ホストクラブ、キャバクラ等の接待を伴う飲食店や、居酒屋、ファミリーレストラン等の酒類の提供を行う飲食店、酒類の提供を行うカラオケ店、酒類の提供を行うライブハウス等です。

ただし、コンビニ等のイートインスペース、テイクアウト、デリバリー、キッチンカー、露店営業等については対象外となります。

Q 4. 時短要請の対象について、酒類の提供を行う店舗のみとした理由は？

A. 県内における最大の感染要因は飲食を介しての感染です。特に、接待を伴う飲食店など酒類の提供を行う飲食店で多くのクラスターが発生しています。また、国の分科会からも、「飲酒を伴う懇談会等」や、「長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒」等の感染リスクが高いことが指摘されていることから、酒類の提供を行う飲食店に対して、時短要請を行うこととしました。

Q 5. 酒類を提供していない店舗は時短要請の対象外か？

A. 酒類を提供していない店舗は対象外です。時短要請期間中であっても午後 9 時以降に営業していただいて構いません。

Q 6. ノンアルコールの、ビールやカクテルは酒類に含まれるか？

A. ノンアルコールビールやノンアルコールのカクテルは酒類に含みません。

Q 7. 時短要請期間前に酒類の提供を行っていた店舗が、時短要請期間中は一切の酒類の提供を行わない営業形態に変更する場合であっても、午後 9 時以降は休業しなければならないか？

A. 時短要請期間中の全期間、一切の酒類の提供を行わない店舗については、午後 9 時以降も営業していただいて構いません。

ただし、午後 9 時以降も営業する場合は、協力金の支給対象とはなりません。

Q 8. 午後 9 時までには営業を終了しなければいけないのか？それとも、酒類提供だけを止めればよいのか？

A. 酒類の提供だけではなく、営業を終了していただくようお願いします。

Q 9. 酒類提供を行う飲食店が、午後 9 時以降はテイクアウト（又はデリバリー）のみで営業を行ってもよいか？

A. 施設内で飲食をしないテイクアウト（又はデリバリー）のみであれば、午後 9 時以降も営業していただいて構いません。

Q 1 0. 旅館・ホテル等の宿泊施設も、午後 9 時までには飲食の提供をやめなければいけないのか？

A. 宿泊者に対しては、午後 9 時以降も飲食の提供を行っても構いません。

ただし、日帰り客等の宿泊者以外に対する営業は、午後 9 時までには終了していただくようお願いいたします。

Q 1 1. 時短営業を行わなければならない正確な時間は？

A. 以下の時間帯においては、営業を自粛願います。

【 令和 2 年 1 2 月 1 8 日 ～ 令和 3 年 1 月 1 1 日の要請分 】

(1) 1 2 月 1 8 日は、午後 9 時 (21:00) ～ 午後 1 2 時 (24:00)

(2) 1 2 月 1 9 日 ～ 1 月 1 1 日は、午前 0 時 (0:00) ～ 午前 5 時 (5:00) 及び、
午後 9 時 (21:00) ～ 午後 1 2 時 (24:00)

【 令和 2 年 1 2 月 2 5 日 ～ 令和 3 年 1 月 1 1 日の要請分 】

(1) 1 2 月 2 5 日は、午後 9 時 (21:00) ～ 午後 1 2 時 (24:00)

(2) 1 2 月 2 6 日 ～ 1 月 1 1 日は、午前 0 時 (0:00) ～ 午前 5 時 (5:00) 及び、
午後 9 時 (21:00) ～ 午後 1 2 時 (24:00)

Q 1 2. 時短要請期間の開始日は、午前 0 時 (0:00) ～ 午前 5 時 (5:00) まで営業してもよいか？

A. 要請期間外であるため、構いません。

Q 1 3. 時短要請期間の終了日は、午前 0 時 (0:00) から営業してもよいか？

A. 要請期間外であるため、構いません。

【協力金について】

Q14. 協力金を支給する趣旨は？

- A. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、時短要請に応じていただいた事業者の皆様への協力に対し支給するものです。時間短縮に対する補償金として支給するものではありません。

Q15. 協力金は、どのような事業者（法人、個人）が対象ですか？

- A. 時短要請期間の開始日以前から、必要な許認可等を取得の上、岐阜県内の対象エリアで対象となる店舗を運営している事業者です。

なお、対象店舗を運営している事業者とは、その店舗を所有、又は長期賃貸借し、常時滞在する店舗の営業時間・営業内容等について決定権限を有する者です。

《時短要請期間及び対象エリア》

【 令和2年12月18日 ~ 令和3年1月11日の地域 】

岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町、大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、関市、美濃加茂市、可児市、坂祝町、川辺町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、多治見市、瑞浪市、土岐市、中津川市、恵那市、飛騨市

【 令和2年12月25日 ~ 令和3年1月11日の地域 】

高山市、美濃市、郡上市、下呂市、揖斐川町、大野町、池田町、富加町、七宗町、白川村

Q 1 6. 感染防止対策マニュアルを提出していない「接待を伴う飲食店」、「カラオケ店」、「ライブハウス」は、時短要請に応じても協力金を支給してもらえないのか？

A. 岐阜県では、新型コロナウイルス感染症の第1波における休業要請が解除された後も、クラスターが発生するなど、感染リスクの高い、接待を伴う飲食店、カラオケ店、ライブハウス等について休業協力要請を継続しています。

これらの業種の店舗については、感染防止対策マニュアル（以下、「マニュアル」という。）の提出をもって店舗ごとに休業協力要請を解除しているところです。

そのため、現時点でマニュアルを提出していない店舗は、協力金の申請書類と併せてマニュアルも提出していただくことが協力金支給の条件となります。

Q 1 7. 指定管理者や第3セクターは協力金の支給対象か？

A. 指定管理者や公的な資金が入っている団体は、協力金の支給対象ではありません。

Q 1 8. 対象エリア内に複数店舗を持つ場合、店舗数に応じた協力金が支給されるか？

A. 対象エリア内にあれば、要請を受けて営業時間の短縮をした店舗数に応じて、協力金を支給します。

Q 1 9. 対象地域内で複数の店舗を運営する事業者は、全施設を時短しなければ協力金はもらえませんか？

A. 対象地域内の全ての店舗を時短等することを協力金の給付要件としていません。店舗ごとに協力金の支給対象であるか、判断します。

Q 2 0. 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、宗教法人は協力金支給の対象となるか？

A. 時短要請の対象となる店舗を運営する者であって、要請を受けて営業時間の短縮を行った場合であれば対象となります。

Q 2 1. いわゆる大企業も協力金支給の対象となるか？

A. 時短要請の対象となる店舗を運営する事業者であって、要請を受けて営業時間の短縮を行った場合であれば対象となります。

Q 2 2. 全ての期間において、時短営業を行わなければ、協力金は支給されないのか？

A. そのとおりです。

時短要請期間の途中から時短営業を行った場合や、途中で時短営業を止めた場合など、期間中の一部のみで時短営業を行った場合は、協力金は支給されません。

Q 2 3. 時短要請期間の途中に開業した場合でも協力金支給の対象となるか？

A. 対象となりません。

時短要請期間の開始日に開業していることを要件としています。

Q 2 4. もともとの営業時間が午前5時から午後9時までの店舗が、営業時間を短縮した場合、協力金は支給されるか？

A. 対象となりません。

時短要請が出る前から午後9時以降も営業をしていた店舗が要請に応じて午前5時から午後9時までに営業時間を短縮することが必要です。また、もともと午前5時から午後9時までの営業である店舗が全面休業した場合も同様に対象となりません。

Q 2 5. 時短要請期間前に酒類の提供を行っていなかった店舗が、時短要請期間中は酒類の提供を行う営業形態に変更する場合、時短要請に応じれば協力金は支給されるか？

A. 午後9時以降も酒類の提供を行う店舗については、時短要請の対象となりますが、要請期間前から継続して酒類の提供を行っていなかった店舗は、協力金は支給されません。